

モニタリング結果報告書

平成18年7月

政策体系	番 号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
	II	労働力需給調整事業システムを整備すること
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局需給調整事業課
	関係部局・課	
実績目標 1	労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保を図ること(許可基準に基づく審査や適切な指導監督を行うとともに、平成17年度においては、派遣元責任者講習、職業紹介責任者講習会等の受講者から「役に立った」旨の評価を受ける割合80%以上を目指して実施した。)	
<p>(実績目標を達成するための手段の概要)</p> <p>労働者派遣事業及び職業紹介事業を行おうとする者からの申請に対し、許可基準に基づく審査を行い、適正な事業運営を行う能力のある者にのみ許可を与える。また、労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等に対して、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、関係者への質問や帳簿等の検査を行い、法違反が確認された場合にはその是正を求める等適切な指導監督を実施する。</p> <p>さらに、派遣元責任者講習、職業紹介責任者講習会等の実施を通じ、労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者の適正な事業運営に必要な知識の習得及び向上を図る。</p> <p>○関連する経費(平成17年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣事業雇用管理等援助事業 665百万円 ・職業紹介事業指導援助事業 229百万円 <p>(評価指標の考え方)</p> <p>労働者派遣事業及び職業紹介事業については、事業の適正な運営を図る観点から、許可あるいは届出制をとっているところであり、許可基準に基づく許可等を行った事業所数及び事業所に対する指導監督件数を評価指標とする。また、労働者派遣事業及び職業紹介事業に携わる者に対して行う講習等が効果的なものであることが事業の適正な運営に資すると考えられることから、労働者派遣事業に係る派遣元責任者講習、派遣元事業主に対する雇用管理研修及び派遣先に対する講習や職業紹介事業に係る職業紹介事業従事者研修会及び職業紹介責任者講習会における受講者からの評価を評価指標とする。</p>		

(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
【労働者派遣事業】					
許可・届出事業所数 (事業所)	2,849	3,079	4,005	8,957	10,477
(備 考)					
・ 各年度の一般労働者派遣事業の新規事業所数及び特定労働者派遣事業の新規事業所数の合計である。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
【労働者派遣事業】					
指導監督件数 (件)	7,322	4,902	4,403	5,455	7,093
(備 考)					
・ 一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業、派遣先等の事業所を訪問し、指導監督を行った件数である。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
【労働者派遣事業】					
派遣先に対する講習の受講者から、「役に立った」旨の評価を受ける割合 (%)	—	—	—	—	95.2
(評価指標)					
【労働者派遣事業】					
派遣元事業主に対する雇用管理研修の受講者から、「役に立った」旨の評価を受ける割合 (%)	—	—	—	—	94.1
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
【労働者派遣事業】					
派遣元責任者講習の受講者から、「役に立った」旨の評価を受ける割合 (%)	—	—	—	—	96.6
(備 考)					
・ 平成 1 7 年度の各講習会の受講者の約 3 割に対して調査票を配布することにより調査を行ったもの。					
・ 平成 1 8 年度においては、 労働者派遣法第 34 条（就業条件の明示）及び第 35 条（派遣先への通知）の違反率を 5 年で 5 ポイント下げることが目標に、18 年度の違反率を前年度（※）より 1 ポイント以上減少させることを目指す。 （※）17 年度（4～12 月）の違反率：29.7 %（第 34 条）、17.4 %（第 35 条）					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
【職業紹介事業】					
許可・届出事業所数 (事業所)	1,084	1,177	1,138	1,915	2,362

(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 各年度の有料職業紹介事業の新規事業所数及び無料職業紹介事業（学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く。）の新規事業所数の合計である。 					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
【職業紹介事業】					
指導監督件数 (件)	1,731	1,950	2,045	1,770	1,732
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 有料職業紹介事業及び無料職業紹介事業（学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く。）の事業所を訪問し、指導監督を行った件数である。 					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
【職業紹介事業】					
職業紹介事業従事者研修会の受講者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 (%)	-	-	-	-	98.6
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
【職業紹介事業】					
職業紹介責任者講習会の受講者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 (%)	-	-	-	-	97.4
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度の各講習会の受講者の約3割に対して調査票を配布することにより調査を行ったもの。 平成18年度においては、職業安定法第5条の3（労働条件の明示）及び第32条の15（帳簿の備え付け）の18年度の違反率を前年度（※）より1ポイント以上減少させることを目指す。 （※）17年度（4～12月）の違反率：8.6%（第5条の3）、9.7%（第32条の15） 					